

平成31年第3回安芸市農業委員会定例会議事録

1. 開催日時 平成31年3月25日(月)午後1時35分から3時01分

2. 開催場所 安芸市役所 二階 会議室

3. 出席農業委員(11人)

会長	1番	内川 昭二
会長職務代理者	2番	野町 亜理
	4番	千光士 伊勢男
	6番	栗山 浩和
	7番	福本 隆憲
	9番	山内 芳幸
	10番	有澤 節子
	11番	西岡 秀輝
	12番	樋口 なぎさ
	13番	小松 茂雄
	14番	竹内 忠吉

4. 欠席農業委員(3人)

会長職務代理者	3番	大久保 暢夫
	5番	西岡 大作
	8番	渡辺 禎宏

5. 出席農地利用最適化推進委員(5人)

伊尾木	黒岩	榮之
土居	森澤	和義
井ノ口	小松	昌平
畑山	小松	光正
赤野	大野	實

6. 議事日程

報告第1号 農地法第3条の3第1項届出について
議案第2号 農地法第3条許可申請について
議案第3号 農地法第4条第1項許可申請について
議案第4号 農地法第5条第1項許可申請について
報告第5号 農地法第18条第6項解約通知報告について
議案第6号 農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画決定について
報告第7号 農用地利用配分計画について
報告第8号 農地の嵩上等届について
報告第9号 賃貸借設定の賃借料水準の公表について
その他

7. 農業委員会事務局職員

事務局長 大坪 浩久
事務局次長兼振興係長 小松 幸司
事務局農地係長 岡田 元一

8. 会議の概要

議長 これより本日の会議を開きます。議事に入る前に事務局が諸般の報告をいたします。

事務局長 本日の出席状況を報告いたします。委員定数14人、出席者数11人です。欠席委員は、会長職務代理者で3番大久保暢夫委員、5番西岡大作委員、8番渡辺禎宏委員で、所要のため欠席との連絡がございました。

次に事務の概要報告をいたします。

2月26日から27日にかけて、安芸市で高知県農業担い手サミットが開催され、内川会長、野町会長職務代理、西岡秀輝委員、樋口委員、黒岩委員、小松昌平委員、大坪事務局長が出席しております。

3月4日に、安芸市人・農地プラン検討会が開催され、野町会長職務代理、有澤節子委員、小松次長が出席しております。

3月6日から7日にかけて、東京都で第15回女性の農業委員会活動推進シンポジウムが開催され、野町会長職務代理が出席しております。

3月14日に、室戸市でこうち農業委員会女性ネットワーク地区別交流会の安芸ブロック会が開催され、野町会長職務代理と有澤節子委員が出席しております。

3月20日に、安芸市担い手支援協議会幹事会が開催され、小松次長が出席しております。

以上で、事務の概要報告を終わります。

議長 本定例会の日程は、本日1日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 異議なしと認めます。よって本定例会の日程は本日1日と決定いたします。

会議規則第21条第2項の規定により、議事録署名委員に千光士伊勢男委員及び竹内忠吉委員を指名いたします。

それでは、報告第1号、農地法第3条の3第1項届出について、事務局が説明をいたします。

事務局（小松） 報告第1号、農地法第3条の3第1項届出について説明いたします。

議案書は1ページからです。今回は6件届出が出ています。

届出番号1番です。

権利取得者は議案書に記載のとおりです。

届出地は記載のとおり伊尾木と下山の4筆で面積は合計606.82㎡です。相続による所有権の移転で、あっせんの希望はございません。

届出番号2番です。議案書は1ページから4ページまでです。

権利取得者は議案書に記載のとおりです。

届出地は記載のとおり穴内乙の24筆で面積は合計7,697.5㎡です。
相続による所有権の移転で、あっせんの希望はございません。

届出番号3番です。議案書は4ページです。

権利取得者は議案書に記載のとおりです。

届出地は記載のとおり川北甲の3筆で面積は合計2,717㎡です。
相続による所有権の移転で、あっせんの希望はございません。

届出番号4番です。議案書は4ページから5ページまでです。

権利取得者は議案書に記載のとおりです。

届出地は記載のとおり入河内の12筆で面積は合計3,021.91㎡です。
相続による所有権の移転で、あっせんの希望はございません。

届出番号5番です。議案書は5ページから7ページまでです。

権利取得者は議案書に記載のとおりです。

届出地は記載のとおり入河内の16筆で面積は合計2,059㎡です。
相続による所有権の移転で、あっせんの希望はございません。

届出番号6番です。議案書は7ページです。

権利取得者は議案書に記載のとおりです。

届出地は記載のとおり井ノ口乙の3筆で面積は合計1,732㎡です。
相続による所有権の移転で、あっせんの希望はございません。

以上です。

議長 ただいまの報告第1号について、質問、意見等がございましたらお願いします。

(質問、意見なし)

議長 質問、意見等がないようでしたら、これは報告案件ですので、了解していただきたいと思えます。

続きまして、議案第2号、農地法第3条許可申請についてを議題とし、事務局が説明をいたします。

事務局(小松) 議案第2号、農地法第3条許可申請について説明いたします。

議案書は8ページからです。今回は3件申請が提出されています。

まず申請番号1番です。

譲渡人、譲受人は議案書に記載のとおりで、申請地も記載のとおり穴内乙の2筆で、地目はどちらも田で、面積は合計1,258㎡です。

売買による所有権移転の申請で、ナスを作付する予定となっております。譲渡人が破産宣告をしており、破産管財人弁護士として法テラスの弁護士が間に入り、代理で申請がされています。

所在地につきましては、9ページに地図がございます。

八丁集落内にある農地です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

この申請地については、今年度の農地利用状況調査において、申請地の一部が遊休農地の保全管理区分として報告されていましたが、耕作放棄地に当たる部分は今後自動車専用道路等の用地として売買予定で

あるとのことで、売買されるまでの間は周辺農地に迷惑がかからないように草刈りなど、これまで通り保全管理に努めてもらうこととし、耕作放棄地復旧・解消計画の提出は不要であると考えています。

現地確認は3月12日に竹内忠吉委員と長野榮徳委員にいただきました。

次に農地法第3条第2項各号の判断につきましては、A3の調査書で説明します。

まず、全部効率利用要件につきましては、譲受人は、ほ場整備のため7,016.32㎡が現在非耕作地になっていますが、それ以外でナスを、7,965.21㎡を栽培しています。

今回の申請地には、ハウスを建ててナス1,258㎡を栽培する予定ですが、先ほども説明しましたように、一部、耕作放棄状態となっている部分があり、今後、自動車専用道路用地等で収用予定でありますので、それまでは保全管理に努めてもらうこととします。農作業に従事する家族の状況及び農機具の保有状況等からみて、耕作すべき農地すべてを効率的に利用するものと見込まれます。

次に、農地所有適格法人要件につきましては、譲受人は個人ですので、適用なしです。

次に、信託引受除外要件につきましては、信託ではありませんので適用なしです。

次に、農作業常時従事要件につきましては、譲受人は、ナスを栽培し、農業を営んでおりまして、年間300日従事予定者が6名おります。このため、農作業を行う必要がある年間150日以上の要件を満たすと見込まれます。

次に、下限面積要件につきましては、取得後の農地面積の合計が9,223.21㎡となりまして、下限面積4,000㎡を超えます。

また、ほ場整備完了後には現在非耕作地の換地がされるため、さらに経営面積は増える見込みです。

次に、転貸禁止につきましては、所有権移転でありますので該当しません。

次に、地域との調和要件につきましては、申請地にはナスを作付する予定でありまして、地域の防除基準にあった栽培管理を行うため、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。

これらのことから、この申請につきましては農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

申請番号2番です。

譲渡人、譲受人は議案書に記載のとおりで、申請地も記載のとおり川北甲の2筆で、地目はどちらも畑で、面積は合計581㎡です。

売買による所有権移転の申請で、自家消費用のヤマモモ、柿、梅、栗

等を作付する予定となっております。

所在地につきましては、10ページに地図がございます。

清香園から東に約200mの位置にある農地です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

現地確認は3月12日に樋口なぎさ委員と中平秀一委員にさせていただきました。

現地は笹が生い茂った状態となっております、耕作放棄地状態となっているため、耕作放棄地復旧・解消計画を提出していただきました。許可が下り次第、4月上旬から3日間程度で笹の伐採と草刈りを行い、4月中旬から下旬にかけてトラクターで耕して整地し、5月上旬頃までに耕作可能な状態にした後、元々生えているヤマモモや柿、梅の木などの間に栗の木を植える計画となっております。

次に農地法第3条第2項各号の判断につきましては、A3の調査書で説明します。

まず、全部効率利用要件につきましては、譲受人は、水稻、ミカン等4,686㎡を栽培しています。今回の申請地には、自家消費用のヤマモモ、柿、梅、栗等581㎡を栽培する予定ですが、現在、耕作放棄状態となっているため、耕作放棄地復旧・解消計画書が提出されており、今後改善が見込まれます。農作業に従事する家族等の状況及び農機具の保有状況等からみて、耕作すべき農地すべてを効率的に利用するものと見込まれます。

次に、農地所有適格法人要件につきましては、譲受人は個人ですので、適用なしです。

次に、信託引受除外要件につきましては、信託ではありませんので適用なしです。

次に、農作業常時従事要件につきましては、譲受人は、水稻、ミカン等を栽培し、農業を営んでおりまして、年間260日従事予定者が2名おります。このため、農作業を行う必要がある年間150日以上の要件を満たすと見込まれます。

次に、下限面積要件につきましては、取得後の農地面積の合計が5,267㎡となりまして、下限面積4,000㎡を超えます。

次に、転貸禁止につきましては、所有権移転でありますので該当しません。

次に、地域との調和要件につきましては、申請地には自家消費用のヤマモモ、柿、梅、栗等を作付する予定でありまして、地域の防除基準にあった栽培管理を行うため、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。

これらのことから、この申請につきましては農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

申請番号 3 番です。

譲渡人、譲受人は議案書に記載のとおりで、申請地も記載のとおり川北乙と土居の 8 筆で、地目は畑と田で、面積は合計 4,672㎡です。夫から妻への使用貸借権の設定の申請で、今まで通りユズを作付する予定となっております。

譲渡人は農業者年金の経営移譲年金受給者で、後継者である息子に農地を使用貸借権を設定して経営移譲をしていましたが、その息子が平成 29 年 12 月に亡くなってしまったため、一部の農地を農地中間管理機構を通じて第三者に貸し付けるなどの手続きをしてきました。残った農地については、ユズの園地であるため第三者ではなく妻に経営移譲したいとのことから、今回の申請となっております。

所在地につきましては、11 ページと 12 ページにまたがって地図がございます。

JA 北支所の東に位置する農地、安芸城跡の北に位置する農地、内原野団地の西に位置する農地となっております。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

現地確認は 3 月 12 日に福本隆憲委員と中平秀一委員にいただきました。

次に農地法第 3 条第 2 項各号の判断につきましては、A3 の調査書で説明します。

まず、全部効率利用要件につきましては、借人は、貸人と同一世帯でユズ、水稻 4,672㎡を栽培しています。経営移譲に伴い使用貸借権を設定するものです。

今回の申請地には、これまで通り引き続きユズ、水稻 4,672㎡を栽培する予定でありまして、農作業に従事する家族等の状況及び農機具の保有状況等からみて、耕作すべき農地すべてを効率的に利用するものと見込まれます。

次に、農地所有適格法人要件につきましては、借人は個人ですので、適用なしです。

次に、信託引受除外要件につきましては、信託ではありませんので適用なしです。

次に、農作業常時従事要件につきましては、借人は、ユズ、水稻を栽培し、農業を営んでおりまして、年間 311 日従事予定者が 2 名おります。このため、農作業を行う必要がある年間 150 日以上の要件を満たすと見込まれます。

次に、下限面積要件につきましては、取得後の農地面積の合計が 4,672㎡となりまして、下限面積 4,000㎡を超えます。

次に、転貸禁止につきましては、使用貸借権設定でありますので該当しません。

次に、地域との調和要件につきましては、申請地にはこれまで通りユズ、水稻を作付する予定でありまして、地域の防除基準にあった栽

培管理を行うため、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。

これらのことから、この申請につきましては農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

議長 現地確認委員の報告を竹内忠吉委員、樋口なぎさ委員、福本隆憲委員、お願いします。

14番竹内委員 申請番号1番について、事務局と長野委員と確認してきました。報告の通りです。

12番樋口委員 申請番号2番です。事務局と中平委員と確認してきました。報告にあったとおりです。

7番福本委員 申請番号3番です。事務局の小松さんと中平委員と確認してきました。報告にあったとおりです。

議長 それでは、審議をお願いします。

(異議なし)

議長 別になければ、採決いたします。議案第2号、農地法第3条許可申請については原案どおり認め、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 はい、全員賛成です。よって、議案第2号、農地法第3条許可申請については原案どおり認め、許可することに決定いたしました。

続きまして、議案第3号、農地法第4条第1項許可申請についてを議題とし、事務局が説明をいたします。

事務局(岡田) 議案第3号の4条申請について説明いたします。

今回は1件申請が提出されています。議案書は13ページをご覧ください。

申請人、申請地は議案書に記載のとおりで、転用目的は墓地の建設です。

農地の転用は1筆のうち一部で、面積は138㎡のうち16.40㎡です。14ページに地図を掲載しています。併せて現地の写真もお配りしますのでご確認ください。

場所は川北甲の県営住宅安芸東団地から東へ100mの位置にあります。

次に農地転用許可基準についてですが、別紙のA3サイズの農地法第4条調査書でご説明いたします。

1の立地基準、農地性の判断ですが、該当区分はその他の農地(第2種農地)であると判断しています。理由は甲種、第1種、第2種(オに規定するものに限る)、第3種のいずれの要件にも該当しない農地であるためです。

続きまして2の一般基準についてご説明いたします。

①の理由についてですが、本案件は墓地建設用地を探す中で、自

己所有の土地のうち、住んでいる場所に近く、管理や参拝に適していたことから当該申請地を墓地建設用地として選定というもので、他に適した用地が無いことから当該申請地を申請することがやむを得ないと認められます。

- ② の資力や信用につきましては、申請者名義の預貯金通帳の写しを確認し、資金面で問題はないと判断しています。
- ③ の遅滞なく行われるかにつきましては、当該申請地へは南側にある赤線から進入する計画であり、墓地・埋葬等に関する法律及び安芸市墓地・埋葬等に関する条例についての許可申請も同時に行われていることを確認しています。これら現地調査、申請書類確認の結果、転用が確実にされると判断いたしました。
- ④ の計画面積の妥当性につきましては、墓地建設用地として転用面積が妥当であると判断しました。
- ⑤ の周辺農地への支障につきましてご説明します。当該申請地の東側は墓地及び農地であり、農地の所有者からは隣地同意書が提出されています。西側は山林及び農地であり農地の所有者からは隣地同意書が提出されています。南側は農地ですが隣地同意書が提出されています。北側は山林及び墓地です。降雨は地中浸透として処理する計画であり、排水を生じる施設は設置しません。これらのことから当該転用計画の実施による周辺農地への影響はないと判断します。

3の特定土地改良事業等関係につきましては、土地改良事業施行地ではありません。

4の申請地に係る土地と都市計画との関係につきましては、都市計画区域外となっています。

5の申請地に係る土地と農業振興地域整備計画との関係につきましては、農業振興地域内ですが、農用地区域外となっています。

6の総合意見といたしまして、現地調査、申請書類の確認の結果、転用計画は許可相当であると判断いたします。

現地確認は平成31年3月11日に西岡秀輝委員、森澤和義委員にさせていただきました。

議長
1 1 番西岡委員

現地確認委員の報告を西岡秀輝委員、お願いします。

森澤委員と岡田さんと現地を確認してきました。報告のとおりです。

議長

それでは、審議をお願いします。

議長

別になければ、採決いたします。議案第3号、農地法第4条第1項許可申請については原案どおり認め、進達することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長

はい、全員賛成です。よって、議案第3号、農地法第4条第1項許可申請については原案どおり認め、進達することに決定いたしました。

続きまして、議案第4号、農地法第5条第1項許可申請についてを議題とし、事務局が説明をいたします。

事務局（岡田）

議案第4号の5条申請について説明いたします。

今回は3件申請が提出されています。議案書は15ページをご覧ください。

申請番号1番のご説明をさせていただきます。

申請人、申請地は議案書に記載のとおりで、転用目的は太陽光発電のためのパネル設置です。

農地の転用は1筆で面積は109㎡です。16ページに地図を掲載しています。併せて現地の写真もお配りしますのでご確認ください。

場所は赤野乙の常願寺の北西50mの位置にあります。

次に農地転用許可基準についてですが、別紙のA3サイズの農地法第5条調査書でご説明いたします。

1の立地基準、農地性の判断ですが、該当区分はその他の農地（第2種農地）であると判断しています。理由は甲種、第1種、第2種（オに規定するものに限る）、第3種のいずれの要件にも該当しない農地であるためです。

続きまして2の一般基準についてご説明いたします。

- ① の理由についてですが、本案件は太陽光発電のためのパネル設置場所を探していたところ当該申請地の話があり、南向きで太陽光発電に適していること、長年耕作されずに遊休化している農地であったことなどから事業を計画したというものです。他に適した用地が無いことから当該申請地を申請することがやむを得ないと認められます。
- ② の資力や信用につきましては、申請者名義の預貯金通帳の写しを確認し、資金面で問題はないと判断しています。
- ③ の遅滞なく行われるかにつきましては、当該申請地へは東側にある赤線から進入する計画であり、電力会社との電力受給契約及び四国経済産業局の認定を得ていることを確認しています。これらの現地調査、申請書類確認の結果、転用が確実に行われると判断いたしました。
- ④ の計画面積の妥当性につきましては、太陽光発電のためのパネル設置用地として転用面積が妥当であると判断しました。
- ⑤ の周辺農地への支障につきましてご説明します。当該申請地の東側及び西側は農地ですが隣地同意書が提出されています。南側は宅地、北側は譲渡人所有の農地です。雨水は地中浸透により処理する計画で、排水を生じる施設等は設置しません。太陽光パネルは傾斜をつけた工作物で、その高さは地表から0.7m～1.6mです。また、当該申請地は東側及び西側の農地から赤線により隔てられていて、北側農地

は2m程度の段差の上段にあります。これらのことから当該転用計画の実施による周辺農地への影響はないと判断します。

3の特定土地改良事業等関係につきましては、土地改良事業施行地ではありません。

4の申請地に係る土地と都市計画との関係につきましては、都市計画区域外となっています。

5の申請地に係る土地と農業振興地域整備計画との関係につきましては、農業振興地域内ですが、農用地区域外となっています。

6の総合意見といたしまして、現地調査、申請書類の確認の結果、転用計画は許可相当であると判断いたします。

なお、現地確認は平成31年3月12日に野町亜理委員、大野實委員にさせていただきました。

つづきまして、申請番号2番のご説明をさせていただきます。当該申請地は16ページでご確認いただけますように、申請番号1番に隣接していて、譲渡人及び譲受人、転用目的も同じです。

それでは、農地転用許可基準につきまして、別紙のA3サイズの農地法第5条調査書でご説明いたします。

1の立地基準、農地性の判断に関します農地区分、また、一般基準に関します対象地選定理由につきましては申請番号①と同じです。

では、その他の一般基準についてご説明いたします。

- ① の資力や信用につきましては、申請者名義の預貯金通帳の写しを確認し、資金面で問題はないと判断しています。
- ② の遅滞なく行われるかにつきましてはですが、当該申請地へは西側にある赤線から進入する計画であり、電力会社との電力受給契約及び四国経済産業局の認定を得ていることを確認しています。これらの現地調査、申請書類確認の結果、転用が確実に行われると判断いたしました。
- ③ の計画面積の妥当性につきましては、太陽光発電のためのパネル設置用地として転用面積が妥当であると判断しました。
- ④ の周辺農地への支障につきましてご説明します。当該申請地の東側は譲渡人所有農地及び隣地同意書が提出された農地です。西側は宅地、南側は雑種地であり、北側は農地ですが隣地同意書が提出されています。雨水は地中浸透により処理する計画で、排水を生じる施設等は設置しません。太陽光パネルは傾斜をつけた工作物で、その高さは地表から0.7m～1.3mです。また、当該申請地の東側は譲渡人所有農地であり西側は宅地、北側農地は2m程度の段差の上段にあります。これらのことから当該転用計画の実施による周辺農地への影響はないと判断します。

3の特定土地改良事業等関係につきましては、土地改良事業施行地ではありません。

4の申請地に係る土地と都市計画との関係につきましては、都市計画区域外となっています。

5の申請地に係る土地と農業振興地域整備計画との関係につきましては、農業振興地域内ですが、農用地区域外となっています。

6の総合意見といたしまして、現地調査、申請書類の確認の結果、転用計画は許可相当であると判断いたします。

なお、現地確認は平成31年3月12日に野町亜理委員、大野實委員にさせていただきました。

つづきまして、申請番号3番のご説明をさせていただきます。

申請人、申請地は議案書に記載のとおりで、転用目的は個人住宅建築です。

農地の転用は1筆のうち一部であり面積は529㎡のうち498.50㎡です。17ページに地図を掲載しています。併せて現地の写真もお配りしますのでご確認ください。

場所は土居の野良時計の北西50mの位置にあります。

次に農地転用許可基準についてですが、別紙のA3サイズの農地法第5条調査書でご説明いたします。

1の立地基準、農地性の判断ですが、該当区分は第1種農地であると判断しています。理由は10ha以上の集団農地にあるためです。第1種農地は原則転用が不許可ですが、農地法施行規則第33条第1項第4号に基づく例外規定が適用されるため転用許可は可能となります。

続きまして2の一般基準についてご説明いたします。

- ① の理由についてですが、本案件は、自己住宅を建築するにあたり、市街地への距離や南海トラフ地震による津波被害の影響範囲などの条件から土地を探していたところ、所有者から譲ってもらいとの話があり当該申請地を建築用地としたとのことで、他に適した用地が無いことから当該申請地を申請することがやむを得ないと認められます。
- ② の資力や信用につきましては、申請者及び申請者の両親名義の預貯金通帳の写し、融資確認書類を確認し、資金面で問題はないと判断しています。
- ③ の遅滞なく行われるかにつきましては、当該申請地へは南側にある県道高台寺川北線から進入する計画であることを確認しています。これら現地調査、申請書類確認の結果、転用が確実に行われると判断いたしました。
- ④ の計画面積の妥当性につきましては、個人住宅建築用地として転用が可能な500㎡以下となっていますのでその面積は妥当であると判断いたしました。
- ⑤ の周辺農地への支障につきましてご説明します。当該申請地の東側は農地ですが隣地同意書が提出されています。西側及び南側は宅地であり、北側は譲渡人所有の農地です。雨水は地中浸

透により処理する計画で、生活雑排水は浄化槽で浄化した後に北側の水路に排水します。栃ノ木堰土地改良区からは転用事業について同意する旨の意見書が提出されています。これらのことから当該転用計画の実施による周辺農地への影響はないと判断します。

3の特定土地改良事業等関係につきましては、土地改良事業施行地ではありません。

4の申請地に係る土地と都市計画との関係につきましては、都市計画区域外となっています。

5の申請地に係る土地と農業振興地域整備計画との関係につきましては、農業振興地域内ですが、農用地区域外となっています。

6の総合意見といたしまして、現地調査、申請書類の確認の結果、転用計画は許可相当であると判断いたします。

なお、現地確認は平成31年3月11日に西岡秀輝委員、森澤和義委員にいただきました。

以上です。

議長
2 番野町委員
1 1 番西岡委員

現地確認委員の報告を野町重理委員、西岡秀輝委員、お願いします。申請番号1番と2番の現地を確認してきました。報告のとおりです。申請番号3番です。森澤委員と岡田さんと現地を確認してきました。報告のとおりです。

議長
2 番野町委員
事務局（岡田）

それでは、審議をお願いします。
第1種農地の例外規定について教えてください。
第1種農地の転用については原則不許可ですが、集落と接続している場合、具体的には申請地から60m以内に住宅が2戸以上あれば、許可できることとなっています。

議長

他になければ、採決いたします。議案第4号、農地法第5条第1項許可申請については原案どおり認め、進達することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長
事務局（小松）

はい、全員賛成です。よって、議案第4号、農地法第5条第1項許可申請については原案どおり認め、進達することに決定いたしました。続きまして、報告第5号、農地法第18条第6項解約通知報告について、事務局が説明いたします。

報告第5号、農地法第18条第6項解約通知報告について説明いたします。議案書は18ページです。今回は1件出ております。賃貸人、賃借人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおりで東浜の2筆です。地目はどちらも田で、面積は合計2,309㎡となっております。当初は平成28年9月20日から平成38年9月19日まで10年間の利用権の設定がされておりましたが、借り手の変更をしたいとのことで合意解約の通知が提出されたものです。今後、農地中間管理機構を通じて新たな借り手との利用権の申し出がある予定です。

以上で説明を終わります。

議長 ただいまの報告第5号について、質問、意見等がございましたらお願いします。

(質問、意見なし)

議長 質問、意見等がないようでしたら、これは報告案件ですので、了解していただきたいと思います。

続きまして、議案第6号、農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画決定の1番についてを議題とし、事務局が説明をいたします。

事務局(小松) 議案第6号、農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画決定の申請番号1番について説明いたします。

議案書は19ページです。

申請番号1番は所有権移転の案件です。移転する農地が農業振興地域内の農用地であり、なおかつ、譲受人が認定農業者である場合、農業経営基盤強化促進法でも所有権移転ができます。この案件はそのどちらも満たしております。

譲渡人、譲受人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおり土居の農地2筆で、地目はどちらも田で、面積は合計2,202㎡です。

ナスを栽培する予定で、親から子への贈与による所有権移転で、対価は無償の計画です。

今後、相続税対策として段階的に生前贈与により経営移譲していきたいとのことで、今回まず2筆分の申請が提出されています。

所在地につきましては、22ページに地図がございます。

JA安芸集出荷場から県道沿いに北に行き、野良時計へ向かって約50mほど東に行ったところにある農地です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

現地確認は3月12日に福本隆憲委員と中平秀一委員にいただきました。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号につきましては、別紙のA3の調査書で説明します。

まず、安芸市の基本構想との関係です。対価の算定基準につきましては、贈与であるため無償です。

支払方法につきましても、贈与であるため無償です。

所有権移転の時期につきましては、公告日以降に移転を行うことや、支払額は無償であるため適当と思われます。

次に、全部効率利用要件につきましては、譲受人は、譲渡人と同一世帯でナスを栽培しており、耕作すべき全ての農用地(14,721㎡)を耕作しています。経営移譲に伴い贈与するものであり、今回の申請地(2,202㎡)では、これまで通り引き続きナスを栽培する予定です。

また、農作業に従事する家族等の状況及び農機具の保有状況等からみて、耕作の事業に供すべき農用地のすべてを効率的に利用して耕作するものと見込まれます。

次に、農作業常時従事要件につきましては、譲受人の農作業従事日数は年間330日であり、要件を満たしています。

以上、調査書に記載してありますとおり、農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画については、この案件は農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしていると考えます。
議長 現地確認委員の報告を福本隆憲委員、お願いします。

7番福本委員 3月12日に事務局と中平委員と現地を確認してきました。報告のとおりです。

議長 それでは、審議をお願いします。

(異議なし)

議長 別になければ、採決いたします。議案第6号、農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画決定の1番については、原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 はい、全員賛成です。よって、議案第6号、農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画決定の1番については、原案どおり決定いたしました。

議長 続きまして、同じく議案第6号、農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画決定の2番から8番についてを議題とし、事務局が説明をいたします。

事務局(小松) 議案第6号、農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画決定の申請番号2番から8番までについて説明いたします。

議案書は20ページからです。

申請番号2番です。

貸付人、借受人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおり土居の農地1筆で、地目は田で、面積は842㎡です。

水稻を栽培する予定で5年間の賃貸借契約をし、賃借料は年間17,000円の条件で再設定する計画です。

所在地につきましては、22ページに地図がございます。

野良時計の南に位置する農地です。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号につきましては、別紙のA3の調査書で説明します。

まず、安芸市の基本構想との関係です。利用権の期間設定につきましては、期間は5年ですが安定して耕作できるので適当と思われます。

賃貸算定基準につきましては、土居地区の水稻の賃借料平均の10a当たり11,680円に対し、本件は年間1筆17,000円で10a当たり換算すると20,190円ありますが、双方同意しているので適当と思われます。

賃貸の支払方法につきましては、毎年12月末に口座振込で支払うため適当と思われます。

次に、全部効率利用要件につきましては、賃借人は、水稻、ナス

を栽培しており、耕作すべき全ての農用地(7,830㎡)を耕作しています。今回の申請地(842㎡)では、水稻を栽培する予定で、農作業に従事する家族の状況及び農機具の保有状況等からみて、耕作の事業に供すべき農用地のすべてを効率的に利用して耕作するものと見込まれます。

次に、農作業常時従事要件につきましては、賃借人の農作業従事日数は年間340日の予定でありまして、農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれます。

次の申請番号3番は、農地中間管理事業を活用した案件となります。貸付人、借受人は議案書に記載どおりで、申請地も記載どおり土居の農地1筆で、地目は田で、面積は2,060㎡です。

作物は転借人がミョウガを栽培する予定をしておりまして、15年間の賃貸借契約をし、賃借料は10a当たり70,000円の条件で新規設定する計画です。

なお、転借人予定者につきましては、調査書に記載のとおりです。

所在地につきましては、22ページに地図がございます。野良時計の南に位置する農地です。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号につきましては、お配りしましたA3の農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画の調査書で説明いたします。

まず、安芸市の基本構想との関係です。利用権の期間設定につきましては、期間は15年ではありますが、双方同意しているので適当と判断しております。

借賃算定基準につきましては、ミョウガの賃借料平均はその他施設園芸作物の10a当たり69,900円に対し、本件は10a当たり70,000円ではありますが、双方同意しているので適当と思われれます。

借賃の支払方法につきましては、毎年12月28日に口座振込で支払うため適当と思われれます。

全部効率利用要件と農作業常時従事要件につきましては、農地中間管理機構である譲受人が農地中間管理事業を実施するために利用権の設定等を受ける場合、要件は適用されないとなっておりますので、特に問題ありません。

申請番号4番です。

貸付人、借受人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおり赤野甲の農地2筆で、地目はどちらも田で、面積は合計1,737㎡です。ナスを栽培する予定で、10年間の賃貸借契約をし、賃借料は、2筆合わせて米6.5俵代の条件で新規設定する計画です。

所在地につきましては、23ページの左側に地図がございます。レストラン矢流から西に約200mの位置にある農地です。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号につきましては、別紙のA3の調査書で説明します。

まず、安芸市の基本構想との関係です。利用権の期間設定につきましては、期間は10年ですが、双方同意しているため適当と思われま
す。

借賃算定基準につきましては、赤野地区のナスの賃借料平均の10a
当たり米6.36俵代に対し、本件は2筆で米6.5俵代で、10a当りに換
算すると米3.74俵代となりますが、双方同意しているので適当と思わ
れます。

借賃の支払方法につきましては、毎年12月末に現金で支払うため適
当と思われます。

次に、全部効率利用要件につきましては、賃借人は、ナスを栽培
しており、耕作すべき全ての農用地(3,596㎡)を耕作しています。
今回の申請地(1,737㎡)では、ナスを栽培する予定で、農作業に従
事する家族の状況及び農機具の保有状況等からみて、耕作の事業に
供すべき農用地のすべてを効率的に利用して耕作するものと見込ま
れます。

次に、農作業常時従事要件につきましては、賃借人の農作業従事日
数は年間300日の予定でありまして、賃借人は農作業を行う必要があ
る日数について農作業に従事すると見込まれます。

申請番号5番です。

貸付人、借受人は議案書に記載どおり、申請地も記載どお川北甲の
農地3筆で、地目は全て田で、面積は合計4,166㎡です。

水稲、ナス、ショウガを栽培する予定で、10年間の賃貸借契約をし、
賃借料は、水稲は米1俵の現物支払い、ナスは10a当たり米6俵代、シ
ョウガは10a当たり米1俵代の条件で再設定する計画です。

前回、2月に解約通知が出され、農地や借賃などを変更して出された
のが今回の申請となっています。

所在地につきましては、23ページの右側に地図がございます。
川北甲地区内に点在している農地です。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号につきましては、別紙
のA3の調査書で説明します。

まず、安芸市の基本構想との関係です。利用権の期間設定につつま
しは、期間は10年ですが、双方同意しているため適当と思われま
す。

借賃算定基準につきましては、土居地区の平均が水稲は10a当たり
米0.96俵代に対し米1俵の現物支払い、ナスは平均が10a当たり米6俵
代に対し10a当たり米6俵代、ショウガは平均がありませんが、10a当
り米1俵代で、それぞれ双方同意しているので適当と思われます。

借賃の支払方法につきましては、毎年12月末に現物支払い及び口座
振込で支払うため適当と思われます。

次に、全部効率利用要件につきましては、賃借人は、ナス、水稲、
ショウガ等を栽培しており、耕作すべき全ての農用地(4,863㎡)を

耕作しています。今回の申請地(4,166㎡)では、ナス、水稻、ショウガを栽培する予定で、農作業に従事する家族の状況及び農機具の保有状況等からみて、耕作の事業に供すべき農用地のすべてを効率的に利用して耕作するものと見込まれます。

次に、農作業常時従事要件につきましては、賃借人の農作業従事日数は年間360日の予定でありまして、賃借人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれます。

申請番号6番です。

貸付人、借受人は議案書に記載どおりで、申請地も記載どおり井ノ口甲の農地2筆で、地目はどちらも畑で、面積は合計1,080㎡です。賃借人は法人で、主にナスを栽培していますが、今回の申請地では天敵昆虫温存用のゴマを栽培する予定で、1年間の賃貸借契約をし、賃借料は、10a当たり30,000円の条件で新規設定する計画です。

所在地につきましては、24ページの左側に地図がございます。高台寺地区にあり、県職員住宅や一ノ宮団地の南にある農地です。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号につきましては、別紙のA3の調査書で説明します。

まず、安芸市の基本構想との関係です。利用権の期間設定につきましては、期間は1年ですが、双方同意しているため適当と思われれます。

借賃算定基準につきましては、ゴマの借賃料平均はありませんが、10a当たり30,000円で双方同意しているため適当と思われれます。

借賃の支払方法につきましては、毎年12月末に口座振込で支払うため適当と思われれます。

次に、全部効率利用要件につきましては、賃借人は、ナスを栽培しており、耕作すべき全ての農用地(11,043㎡)を耕作しています。今回の申請地(1,080㎡)では、天敵昆虫温存用のゴマを栽培する予定で、農作業に従事する者の状況及び農機具の保有状況等からみて耕作の事業に供すべき農用地のすべてを効率的に利用して耕作するものと見込まれます。

次に、農作業常時従事要件につきましては、賃借人の農作業従事日数は年間300日の予定でありまして、賃借人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれます。

申請番号7番です。

貸付人、借受人は議案書に記載どおりで、申請地も、井ノ口乙の農地1筆で、地目は田で、面積は2,042㎡です。

ブルーベリーを栽培する予定で、5年間の賃貸借契約をし、賃借料は、10a当たり米4俵代の条件で再設定する計画です。

所在地につきましては、24ページの右側に地図がございます。国重遊園地の南東にある農地です。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号につきましては、別紙のA3の調査書で説明します。

まず、安芸市の基本構想との関係です。利用権の期間設定につきましては、期間は5年ですが、安定して耕作できるため適当と思われま
す。

借賃算定基準につきましては、ブルーベリーの賃借料平均はありませんが、10a当たり米4俵代で双方同意しているため適当と思われま
す。

借賃の支払方法につきましては、毎年12月末に現金で支払うため適
当と思われます。

次に、全部効率利用要件につきましては、賃借人は、ブルーベリ
ー、キュウリを栽培しており、耕作すべき全ての農用地(4,271㎡)
を耕作しています。今回の申請地(2,042㎡)では、ブルーベリーを
栽培する予定で農作業に従事する家族の状況及び農機具の保有状況
等からみて耕作の事業に供すべき農用地のすべてを効率的に利用し
て耕作するものと見込まれます。

次に、農作業常時従事要件につきましては、賃借人の農作業従事日
数は年間340日の予定でありまして、賃借人は農作業を行う必要があ
る日数について農作業に従事すると見込まれます。

申請番号8番です。議案書は21ページです。

貸付人、借受人は議案書に記載どおりで、申請地も、井ノ口乙の農
地3筆で、地目は全て田で、面積は合計2,491㎡です。

ナスを栽培する予定で、1年間の賃貸借契約をし、賃借料は、3筆合
わせて米2俵の物納の条件で再設定する計画です。

所在地につきましては、25ページに地図がございます。

山田集落内にある農地です。現在、ほ場整備が完了していますが、登
記がまだされていないため、古い地番での申請となっております。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号につきましては、別紙
のA3の調査書で説明します。

まず、安芸市の基本構想との関係です。利用権の期間設定につきま
しては、期間は1年ですが、双方同意しているため適当と思われま
す。

借賃算定基準につきましては、井ノ口乙地区のナスの賃借料平均の
10a当たり米5.29俵代に対し、本件は3筆2,491㎡で米2俵物納であり
ますが、双方同意しているため適当と思われます。

借賃の支払方法につきましては、毎年9月末に物納で支払うため適
当と思われます。

次に、全部効率利用要件につきましては、賃借人は、ナス、水稻
を栽培しており、耕作すべき全ての農用地(14,275.22㎡)を耕作し
ています。今回の申請地(2,491㎡)では、ナスを栽培する予定で、
農作業に従事する家族の状況及び農機具の保有状況等からみて、耕
作の事業に供すべき農用地のすべてを効率的に利用して耕作するも
のと見込まれます。

次に、農作業常時従事要件につきましては、賃借人の農作業従事日

数は年間330日の予定でありまして、賃借人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれます。

以上、調査書に記載してありますとおり、農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画については、全ての案件で農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしていると考えます。

議長 それでは、審議をお願いします。

(異議なし)

議長 別になければ、採決いたします。議案第6号、農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画決定の2番から8番までについては、原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 はい、全員賛成です。よって、議案第6号、農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画決定の2番から8番までについては、原案どおり決定いたしました。

議長 続きまして、同じく議案第6号、農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画決定の9番についてを議題とし、事務局が説明をいたします。本申請については、〇〇〇〇委員が当事者でありますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により一時退席願います。

(〇〇〇〇委員退席)

事務局(小松) 議案第6号、農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画決定の申請番号9番について説明いたします。

議案書は21ページです。

貸付人、借受人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおり土居の農地1筆で、地目は田で、面積は1,930㎡です

水稻を栽培する予定で4年間の賃貸借契約をし、賃借料は年間8,000円の条件で再設定する計画です。

所在地につきましては、22ページに地図がございます。

野良時計の東に位置する農地です。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号につきましては、別紙のA3の調査書で説明します。

まず、安芸市の基本構想との関係です。利用権の期間設定につきましては、期間は4年ですが、双方同意しているので適当と思われます。

借賃算定基準につきましては、土居地区の水稻の賃借料平均の10a当たり11,680円に対し、本件は1,930㎡で年間8,000円であり、10a当たりでは4,145円となりますが、双方同意しているので適当と思われます。

借賃の支払方法につきましては、ここで訂正をお願いします。現物支払いは誤りです。毎年12月末に口座振込で支払うため適当と思われます。

次に、全部効率利用要件につきましては、賃借人は、ナス、水稻を栽培しており、耕作すべき全ての農用地(34,956.97㎡)を耕作し

ています。今回の申請地(1,930㎡)では、水稻を栽培する予定で、農作業に従事する家族の状況及び農機具の保有状況等からみて、耕作の事業に供すべき農用地のすべてを効率的に利用して耕作するものと見込まれます。

次に、農作業常時従事要件につきましては、賃借人の農作業従事日数は年間300日の予定でありまして、賃借人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれます。

以上、調査書に記載してありますとおり、農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画については、この案件は農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしていると考えます。

以上です。

議長 それでは、審議をお願いします。

(異議なし)

議長 別になければ、採決いたします。議案第6号、農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画決定の9番について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 はい、全員賛成です。よって、議案第6号、農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画決定の9番については、原案どおり決定いたしました。

(〇〇〇〇委員着席)

議長 続きまして、報告第7号、農用地利用配分計画について、事務局が説明をいたします。

事務局(小松)

報告第7号、農用地利用配分計画について説明いたします。農地中間管理機構が農地の所有者から借り受けた農地を耕作者に転貸するものです。

議案書は26ページです。今回は2件提出されております。

まず申請番号1番です。

貸付人、借受人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおり僧津の農地4筆で、地目は全て田で、面積は合計3,031㎡です。

借受人はナスを栽培する予定で、14年11か月の賃貸借契約をし、10a当たり36,139円、合計109,538円の条件で転貸する計画です。

12月の定例会で議案として、農地中間管理機構である高知県農業公社に貸し付けることをご確認いただきました。このたび、2月12日付けで、高知県知事から借受人が決定したことの通知が届きましたので、報告するものです。

次に申請番号2番です。

貸付人、借受人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおり川北甲の農地1筆で、地目は田で、面積は6,628㎡です。

借受人はピーマンを栽培する予定で、15年の賃貸借契約をし、10a当たり60,000円、合計397,680円の条件で転貸する計画です。

1月の定例会で議案として、農地中間管理機構である高知県農業公社に貸し付けることをご確認いただきました。このたび、2月28日付けで、高知県知事から借受人が決定したことの通知が届きましたので、報告するものです。

以上です。

議長 　　ただいまの報告第7号について、質問、意見等がございましたらよろしくお願ひいたします。

（質問、意見なし）

議長 　　質問、意見等がないようでしたら、これは、報告案件ですので、了解いただきたいと思います。

続きまして、報告第8号、農地の嵩上等届について、事務局が説明いたします。

事務局（岡田） 　　報告第8号です。議案書27ページになります。
農地の嵩上げ等届についてです。

整理番号1番です。申請者、申請地は記載のとおりとなっておりまして、面積は396㎡です。

対象農地は伊尾木宮田岡集落の北、伊尾木川沿いの農地です。有ノ木橋を東へ渡ったメルトセンターへの登り口にある農協の重油タンク置場からは県道大久保伊尾木線沿いに北へ約700mの①にあります。地図は28ページに掲載しています。また、現地の写真をお配りしますのでご確認ください。

今回の嵩上げ届は、昨年11月に農地の相続手続き及び3条申請での所有権移転の相談の中で農地に土を入れて嵩上げをしていることが判明したため、現地確認及び正式な嵩上げ届の提出を求めている案件です。農地相続手続き及び3条申請での所有権移転が完了したため平成31年2月18日に嵩上げ届が提出されました。すでに一部に土が搬入されている状態でしたので始末書も提出されています。

嵩上げの目的は、今後ゆずを植える計画であるため、隣接する市道からの農業機械の出入りを簡易にするため約70cm嵩上げをするというものです。隣地境界箇所には土羽を施工する設計で、隣地の農地所有者からも嵩上げについての同意書が提出されています。

なお、現地確認は平成31年3月12日に小松茂雄委員、黒岩栄之委員にさせていただきました。

議長 　　現地確認委員の報告を小松茂雄委員、お願いします。

13番小松委員 　　現地を確認してきました。先ほどの報告のとおりです。

議長 　　ただいまの報告第8号について、質問、意見等がございましたらよろしくお願ひいたします。

（質問、意見なし）

議長 　　質問、意見等がないようでしたら、これは報告案件ですので、了解していただきたいと思います。

続きまして報告第9号、貸借借設定の貸借料水準の公表について、事

事務局が説明をいたします。

事務局（小松）

報告第9号、賃貸借設定の賃借料水準の公表について説明いたします。議案書は29ページと30ページです。

平成21年の農地法の改正により、今まで賃貸借権設定の時に目安となっていた標準小作料制度が廃止され、これに代わり、農業委員会が農地の賃借料情報の提供を行うことが農地法第52条で明記されています。同条の規定に基づき平成31年1月1日時点で賃貸借設定されている賃借料の平均値等を議案書のとおり市のホームページで公表するものです。

公表の内容は例年とほぼ同じ分け方で、水稻、ナスは各地区ごとに、それ以外の作物については全域を一本化しています。昨年度と変えたところは、その他施設園芸品作物の欄に参考としてシシトウ、ミョウガ、トマト、ピーマン、ニラを表記しています。実際に算出に利用した作物です。また、施設果樹についても、これまでは具体的な作物表記がありませんでしたが、文旦、デコポン、マンゴーを表記しています。これらも実際に算出に利用した作物です。

今回利用権設定で出ていたショウガやブルーベリー等はまだまだ栽培農家が少なく、平均値として公表するにはデータが不足していますので、今後様子を見ながら検討していきたいと考えています。

賃貸借については、大部分が10a当たり何俵代と俵単位で設定されていますが、あくまでも賃借料情報の公表が必要ですので、円単位に換算しています。標準小作料を設定していたコシヒカリ2等米の農協買取価格を参考に米1俵を12,200円で換算しています。特殊な事情等により、極端に高いものや低いものは除いて算出しています。データが1件しかないものについては他地区と統合しております。前年と比較しますと、多少の変動はありますが、米の買取価格の上昇に合わせて上がっています。

議案書では参考として米の俵換算値も表示していますが、市のホームページで公表する際には円単価とデータ数のみを公表します。以上です。

議長

ただいまの報告第8号について、質問、意見等がございましたらよろしく願いいたします。

（質問、意見なし）

議長

質問、意見等がないようでしたら、これは報告案件ですので、了解していただきたいと思います。以上で、議案審議は終了いたしました。

毎年4月の定例会終了後に、花見としまして、職員の歓送迎会をかねて意見交換会を開催しておりますので、今年もやりたいと思います。それでは、その他の件について、事務局から説明いたします。

事務局（小松）

来月の定例会は4月25日、木曜日の午後3時から行いますので、

出席をお願いします。また案内も送りますが、意見交換会のこともあり、いつもと時間が違いますのでご注意ください。

また、新年度の定例会の日程の予定表を議案書と一緒にお配りしておりますので、ご確認をお願いします。

それから、来月の定例会終了後、4時30分頃から約30分程度、農林課各係の新年度の事業説明を行いますので、引き続き出席をお願いいたします。終了予定時刻は5時頃で、その後、5時30分から意見交換会となります。

事務局（岡田）

農地利用状況調査の集計結果についてご説明させていただきます。去年の8月から9月にかけて現地確認していただきました調査結果について、平成29年度と平成30年度を比較しています。1号遊休農地は現に耕作されておらず、かつ、引き続き耕作されないと見込まれる農地、2号遊休農地は草刈りなどの管理は行われているが、利用の程度が周囲と比べて著しく劣っている農地です。

遊休農地の合計面積は、去年の調査結果と比べて47,137㎡増加し、合計面積は218,633㎡となりました。

1号遊休農地の田の面積は21,158㎡増加して136,333㎡となっています。同じく1号遊休農地の畑の面積は3,173㎡増加して41,564㎡、2号遊休農地の田の面積は22,294㎡増加して37,893㎡、同じく2号遊休農地の畑の面積は512㎡増加して2,843㎡という結果になっています。

もう一つ、県から営農意向調査に取り組むようにと研修会や説明会等で話がありまして、まだ正式に法律（農地中間管理事業の推進に関する法律）の改正等がされておりませんが、空き農地や空きハウスの調査を農業委員会が行い、人・農地プランの座談会等での活用が求められています。農林課の農政係と連携して、まずは文書等を郵送でアンケート調査をして、電話調査も併用して、その結果、農地が空いたりハウスが空いたりするというような情報があれば、直接お会いして詳しい話を聞き取っていく流れを考えておりますが、具体的な調査方法につきましては、委員のみなさんと相談しながら取り組みを考えていきたいと思っております。来年度、そういう営農意向調査に取り組んでいくこととなりますので、気にかけておいてください。

4番千光士委員

安芸市の農業をどうするのか、そういう論議をせないかん。少しでも農地を生かすようにしないと安芸市の農業は守れん。

事務局（岡田）

新しく農業を始める方がこういった空き農地や空きハウスの情報を求めていると思いますので、情報をしっかり集めていくことが必要であると考えています。

13番小松委員

農地の売買では下限面積要件があるため、農地を持てる人が限られる。そのため、農地が放棄されていっている。

事務局長（大坪）

営農意向調査が一つの判断材料になると思います。農林課と連携して意義あるものにしていく必要があります。農業委員さんのもうひと頑張りに期待されている部分もありますので、負担がないように効率

的に把握に向けていきたいですし、その先には下限面積40a要件についても議論は必要ですが、安易に30aにしたり20aにしたりしていいものか議論を尽くさないとしづらい面はあると思います。よその農業委員会では農地付きの家を移住者等に提供するために下限面積を下げているところもあるようですが、安芸市でどうあるべきかみんなで知らなければならぬと考えています。

議長

以上で本日の定例会日程はすべて終了しました